

NO	対象	該当箇所	質問	回答
1	仕様書	6 (1) ア	指定エリアとの交渉について 人流データ取得の指定エリアの7カ所については、発注者側にて設置交渉が既に済んでいるという認識を持っておりますが、認識齟齬ないでしょうか。 また設置予定箇所の詳細な情報（電源、通信環境の有無など）は事前に公開してもらえるのでしょうか。	指定エリアのうち設置の具体的な場所については企画提案の範囲であり、設置交渉は行っていません。
2	仕様書	6 (1) ア	指定箇所での設置センサー数 指定エリア7カ所の一か所あたりに設置するべきセンサーの数の指定はないと認識しておりますが、齟齬ないでしょうか。	1ヶ所あたりの機材の数量の指定はありません。
3	仕様書	6 (1) イ	人流データの分析手法 「分析手法を設計する」とありますが、具体的に想定している手法設計の範囲があれば開示頂けますでしょうか。既存の人数計測手法から、混雑の基準を定めることを指しているのか、計測手法そのものの方法を指しているのか把握したいと考えております。	分析手法の設計は、企画提案の範囲です。
4	仕様書	6 (1) ウ	人流データの分析について 「本事業にて取得したデータについて、一切の加工をすることなく保持し、他の用途に二次利用できるようにテキスト形式で市に提供する」とありますが、ご提供するの、「混雑評価のもととなった何らかの数値」という理解で良いでしょうか？	「混雑評価のもととなった何らかの数値」の詳細が不明なため判断できません。ご提案の際に実施要領9 (2) ②の「人流データの取得・分析方法」においてご提示ください。
5	仕様書	6 (1) ウ	人流データの提供 「一切の加工をすることなく保持」についてですが、カメラ等での人流データの取得の場合、元データの画像ファイルを定義処理して、時間・地点ごとの人数情報を取得しております。そのため、ここで記載されている加工をすることなくというのは、画像解析後の計測データを指すと理解しておりますが、齟齬ないでしょうか。	ご認識のとおりです。 他の用途に二次利用できるようにテキスト形式で市に提供ください。
6	仕様書	6 (2) エ	動作環境について 対応OS)a.Windows7対応及び対応ブラウザa.Internet Explorer11以降の対応についてWin7及びIE11については、Microsoft社にて既にサポート終了及びサポート終了年月が発表されているものとなります。上記2つに限らず、開発元がサポート終了としているOS及びブラウザへの対応は、開発元サポート終了時点まで状態での動作対応が出来ていればよろしいでしょうか。開発元サポート終了以降のOSやブラウザが起因する動作不良については、対応ができない場合が考えられます。	OS及びブラウザへの対応は、開発元サポート終了時点において動作対応ができれば良いです。
7	仕様書	6 (2) オ	webサイトの周知について webサイトの公開期限が4月25日で、契約期間が5月31日までのため、仮にwebサイトの周知に一定の費用を使う場合、この1か月強の期間における想定金額の記載で問題ないでしょうか？	問題ありません。
8	仕様書	6 (3) ウ	WEBサイトの稼働状況について 「特設サイトの稼働状況」は仕様書後半にある、「リファラ、検索ワード…直帰率等」を指すと理解しておりますが、齟齬はないでしょうか。	ご認識のとおりです。
9	仕様書	10 (1)	著作権の取り扱いについて 「資料・成果品の一切の権利は、全て発注者に帰属」とありますが、この場合の成果品は仕様書の11にある成果物の定義に定められているものに限定されるとの認識ですが、齟齬ないでしょうか。 ・設置したセンサーの所有権 ・収集した人流データそのもの（加工をしていないデータのため、著作権は発生していないと認識しています。） ・サイトドメイン、SSL証明書	仕様書10 (1) における「資料・成果品」又は「成果品」とは、仕様書11 (1) における「成果物」と同義です。また、仕様書10 (1) における「本業務に関する資料・成果品の一切の権利は、すべて発注者に帰属する」とは、成果物に係る所有権及び知的財産権（著作権（著作権法27条及び28条に規定する権利を含む）、商標権、意匠権、特許権、実用新案権、特許を受ける権利等）の一切は、成果物引渡しの時点で受注者から発注者に移転することをいいます。なお、この権利移転の対価は契約金額に含まれます。 「設置したセンサーの所有権」は、本業務に係る契約に基づき発注者に移転することはありません。 「収集した人流データそのもの」は著作権や所有権の客体ではないものと認識しており、受注者において自由に利用することができます。なお、仕様書6 (1) ウに記載したとおり、原則として本業務において取得したデータは鎌倉市のホームページ等に公開することを想定しています。 「サイトドメイン」については、提案によりますが、新たに独自ドメインを取得してサービスを運営する場合は、ドメインは市の所有とする必要があります。また、ドメイン運用にかかる費用については、契約期間中は受注者が負担することとなります。 「SSL証明書」については、権利帰属の移転は発生しないものと認識しております。
10	実施要領 仕様書	2 (5) 6 (3) オ	事業費限度額について 「実施要領」には、2022年5月31日までの期間における事業費として13,065,030円という記載があり、「仕様書」にはwebサイトの保守・運用・更新業務は、6月1日～3月31日まで別途契約予定とありつつ、「経費（2ヶ月分）として4%程度」という記載があります。 ⇒今回ご提案する5月末までのお見積において、4月、5月の2ヶ月分の運用も含めつつ、6月以降の月額金額も別途ご提示するという理解で良いでしょうか？ また、今回のご提案においては、「2ヶ月分」を含んだ金額提示をするということでしょうか	ご認識のとおりです。 実施要領9 (2) ②及び④を参照ください。
11	実施要領 様式2	4 (7)	参加申込について 所定の様式に加え、「契約書の写し等」の提示が求められていますが、自社サービスで混雑可視化を実施している場合等で、契約書が存在しないもの、もしくは契約書の開示が困難なものがございます。この場合、何らかの「実績を確認できるもの」をご提示することで代替可能でしょうか？	ご認識のとおりです。 可能な範囲で契約書の写しに準じる資料等をご提出ください。
12	実施要領	5	共同企業体の場合の参加資格について 共同企業体の定義としては、業務を遂行する上で、協力企業が担当するフェーズ事それぞれ責任を持ち業務遂行をする場合と考えております。いわゆる請負い方のサービス提供にて今回の業務を行う場合は、共同企業体とならないという判断でよろしいでしょうか。 その際は、共同企業体の場合の参加資格申請ではなく、一般の参加資格申請でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 請負契約において他者に業務を依頼等をする場合には、参加資格申請（様式1-1）を使用ください。 契約後、契約書第15条（再委託）の手続きが必要となります。
13	契約書		契約書の変更可能性 添付の契約書について、受託者との協議調整余地はあるのでしょうか。契約書文言の調整可能範囲を教えてください。	協議可能です。但し、添付契約書案との同一性を損なうような変更はできません。契約文書の協議内容が本業務の実施の条件に関わる場合は、契約書文言の案を提案書に記載ください。